

『非常勤職員の特別休暇の有給化、特別休暇（人間ドック休暇・忌引休暇）及び療養休暇の取扱いの見直しについて』に係る追加提示及び交渉期限の延長について」
 における交渉の概要

- 1 交渉団体
 鎌倉市職員労働組合・鎌倉市職員労働組合現業職員評議会
- 2 交渉回数
 令和8年（2026年）3月11日から同年3月18日 3回
- 3 市の提案及び職員組合の主張と合意内容

項目	市の提案内容	職員組合の 主な主張	合意内容
1（1）特別休暇の取得単位の見直しについて	ア 時間単位で取得できる特別休暇の取得単位の見直し 現行、次の特別休暇において、取得単位を1日又は1時間単位としているところ、1時間を超えて取得する場合は、15分単位も可能とする取扱いに変更する。 （対象となる休暇） 子の看護等休暇、家族看護休暇・短期介護休暇・人間ドック休暇・配偶者出産休暇・育児参加休暇・出生サポート休暇（不妊治療休暇） イ 検診休暇（休職後または60日以上90日以下の療養休暇からの復帰後に医師の検診を受けるために取得できる休暇）の取得単位の見直し（会計年度任用職員は該当休暇なし） 現行、取得単位を半日としているところ、療養休暇において、必要最低限の取得を求める運用を提示していることから、請求可能日数は変えず、取得単位を1日又は1時間若しくは15分（1時間を超えて取得する場合に限る）に変更し、実情にあった取得を求めることとする。	特別休暇の取得単位が見直されたことによって、職員にとってより使いやすい制度となり、良い方向での改正となった。 また、組合側からの提案で、喪主についても加算がつくようになり、遠隔地加算についてもわかりやすくなった。 療養休暇については、現行制度の歪みを改善するためひとまず、提案を了承するが、今回制度を変えることで、新たな課題も出てくるかと思うので、その際は適宜制度を見直しをして欲しい。また、所属によって療養休暇の運用が異なることがないよう、しっかり	当局提案とおり
2（1）忌	ア 喪主の場合の取得日数の加		

引 休 暇 に つ いて	算について 現行の忌引休暇の取扱要領において死亡した親族が、祖父母（血族・忌引日数3日）、おじ又はおば（血族・忌引日数2日）である場合で、職員又は会計年度任用職員（以下「職員等」という。）が代襲相続し、かつ祭具等の継承を受けるときは父母（血族・忌引日数7日）の場合に準じることとしているが、その他、職員が喪主となる場合においても父母の場合に準じる扱いを追加する。 イ 年休との併用の制限の撤回について 年次休暇との併用について、忌引休暇に引き続き年次休暇を取得する場合は、復路分の日数を加算しないこととする旨提示していたところ、距離にして公共交通機関を利用し、片道6時間以上かかる場合には、一律2日加算することとする。	制度周知すること。	
3（1） 療 養 休 暇 の 取 扱 い の 見 直 し	ア 療養休暇の取扱いの見直しにかかる協議延長について イ 取得単位の見直し 現行、療養休暇の取得単位を原則1日単位とし、職員の健康上必要があると認める場合は時間単位を認めている取扱いを前述の（1）イの検診休暇の取得単位の変更とあわせ、1時間を超える場合は15分単位での請求を認めることとする。		
4 開 始 時 期	令和8年（2026年）4月1日		